

## 2. 改正の概要

### (1) 親権喪失制度等の見直し

#### ア 親権停止制度の新設

親権の全部が失われてしまうため、親権喪失制度の利用がためらわれてきたことから、2年を超えない範囲内という期限を設けた、親権停止制度が新設されました。親権停止の期間は、家庭裁判所の審判により、子の心身や生活状況などを考慮して定められます（民法 834 条の 2）。

新（改正）	旧（現行）
<p><u>（親権停止の審判）</u></p> <p><u>第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。</u></p> <p><u>2 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。</u></p>	<p>（新設）</p>

#### イ 親権喪失原因・管理権喪失原因の見直し

親権喪失原因・管理権喪失原因につき、父又は母による虐待・悪意の遺棄があるときなど、子の利益に着目した形に改められました（民法 834 条、835 条）。

親権喪失原因につき、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときには、親権喪失の審判ではなく、親権停止の審判によることとなります。子の状況に応じて、親権の停止・喪失の制度がより柔軟に運用されることが期待されます。

#### ウ 親権の喪失等の請求権者の見直し

子の親族及び検察官に請求権が認められていましたが、子本人、未成年後見人、未成年後見監督人にも請求権を認めることとしました（民法 834 条、835 条）。

また、児童相談所長は、親権喪失についてのみ請求権が認められていましたが、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについても、請求権を認めています（児童福祉法 33 条の 7）。

エ 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

親権の喪失、親権の停止、管理権の喪失の制度に掲げられている原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができます（民法 836 条）。

民法

新（改正）	旧（現行）
<p><u>（親権喪失の審判）</u>            第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。</p>	<p><u>（親権の喪失の宣告）</u>            第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。</p>
<p><u>（管理権喪失の審判）</u>            第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。</p>	<p><u>（管理権の喪失の宣告）</u>            第八百三十五条 親権を行う父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その管理権の喪失を宣告することができる。</p>
<p><u>（親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し）</u>            第八百三十六条 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。</p>	<p><u>（親権又は管理権の喪失の宣告の取消し）</u>            第八百三十六条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。</p>

児童福祉法

新（改正）	旧（現行）
<p>第三十三条の七 <u>児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。</u></p>	<p>第三十三条の七 <u>児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。</u></p>

オ 施設長等の権限と親権との関係の調整

児童福祉法により、児童養護施設に入所中であつたり、里親等委託中の児童の監護・教育・懲戒については、親権者・未成年後見人がいても、施設長や里親等が児童の福祉のため必要な措置をとることができることとされました（児童福祉法 47 条 2 項）。この場合、親権者・未成年後見人は、施設長や里親等のとる措置を不当に妨げてはならないことも規定されました（同条 4 項）。

また、施設長や里親等は、児童等の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者・未成年後見人の意に反しても、措置をとることができることもされました（同条 5 項）。児童相談所の所長についても同様の権限が与えられました（33 条の 2 4 項）。

児童福祉法

新（改正）	旧（現行）
<p>第三十三条の二 <u>児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のいないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</u></p> <p>② <u>児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のある</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>ものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。</u></p> <p>③ <u>前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。</u></p> <p>④ <u>第二項による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</p> <p>② <u>児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</u></p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は<u>受託中の児童等</u>で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、<u>その児童等</u>の福祉のため必要な措置をとることができる。</p> <p>④ <u>前項の児童等の親権を行う者又は未成年</u></p>	<p>第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は<u>受託中の児童</u>で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、<u>その児童</u>の福祉のため必要な措置をとることができる。</p> <p>(新設)</p>

<p>年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。</p> <p>⑤ <u>第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

(2) 未成年後見制度・親権代行制度の見直し

ア 法人または複数の未成年後見人の許容

未成年後見人は、自然人でなければならないと解され、また、一人でなければならないとされていましたが、「更に……選任することができる」として、複数の未成年後見人の選任を可能とし（民法 840 条 2 項、これに伴い 842 条は削除）、法人による未成年後見も認めるに至りました（同条 3 項）。成年後見と同じように、複数の未成年後見人の選任と法人による未成年後見が認められるようになったということです。

これは、例えば、財産管理と身上監護を各分野の専門家が分担したり、親族と特定分野の専門家が共同するなど、チームを組んで後見事務を行うことが効果的な場合があるため、改正が行われました。これにより、未成年後見人の担い手の不足を解消し、施設対処後の子のケアも充実することが期待されています。

また、未成年後見人が複数の場合には、原則として、共同してその権限を行使することとされました（857 条の 2）。

新（改正）	旧（現行）
<p>（未成年後見人の選任）</p> <p>第八百四十条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他</p>	<p>（未成年後見人の選任）</p> <p>第八百四十条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他</p>

<p>の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。</p> <p><u>2 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。</u></p> <p><u>3 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。</u></p>	<p>の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>第八百四十二条 削除</u></p>	<p><u>(未成年後見人の数)</u> <u>第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。</u></p>
<p><u>(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)</u></p> <p><u>第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。</u></p> <p><u>2 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。</u></p> <p><u>3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。</u></p> <p><u>4 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定に</u></p>	<p>(新設)</p>

<p style="text-align: center;"><u>よる定めを取り消すことができる。</u></p> <p>5 <u>未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。</u></p>	
---	--

イ 未成年後見監督人（849 条及び 852 条）

家庭裁判所は、必要があるときは、未成年被後見人、その親族もしくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができることとされました。

なお、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は管理権を有しないことにより開始するのが未成年後見であり（民法 838 条 1 号）、後見開始の審判により開始するのが成年後見です（同条 2 号）。前者の場合に選任されるのが、未成年後見人・未成年後見監督人、後者の場合に選任されるのが、成年後見人・成年後見監督人で、両者の総称が、後見人・後見監督人です（10 条）。

新（改正）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（<u>後見監督人の選任</u>）</p> <p>第八百四十九条 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（<u>未成年後見監督人の選任</u>）</p> <p>第八百四十九条 <u>前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（<u>委任及び後見人の規定の準用</u>）</p> <p>第八百五十二条 <u>第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（<u>委任及び後見人の規定の準用</u>）</p> <p>第八百五十二条 <u>第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、後見監督人について準用する。</u></p>

(3) 子の利益の観点の明確化等

ア 監護・教育の権利義務及び懲戒における子の利益の観点の明確化

子の監護・教育の権利義務が子の利益のために行われなければならないもので、児童虐待が親権によって正当化されないことが法律上明らかにされました（民法 820 条）。

また、懲戒は、子の利益のために行われる監護・教育に必要な範囲に限って認められるものであることが明確にされました（822 条）。そして、懲戒場に関する規定は、すべて削除されました。

新（改正）	旧（現行）
<p>（監護及び教育の権利義務）</p> <p>第八百二十条 親権を行う者は、<u>子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</u></p>	<p>（監護及び教育の権利義務）</p> <p>第八百二十条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p>
<p>（懲戒）</p> <p>第八百二十二条 親権を行う者は、<u>第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（懲戒）</p> <p>第八百二十二条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。</p> <p><u>2 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。</u></p>

イ 離婚後の子の監護に関する事項の定め

離婚の際に定める「子の監護について必要な事項」の例示として、「子の監護をすべき者」が規定されていましたが、面会交流及び監護に要する費用の分担についても、例示として規定するに至りました（民法 766 条）。

新（改正）	旧（現行）
<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、<u>父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。</u></p>	<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者<u>その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、こ</u></p>

<p><u>この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</u></p> <p>3 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>	<p><u>れを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>
--	---

ウ 一時保護の見直し

児童福祉法による一時保護の期間は、原則として 2 ヶ月を限度とし、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとしました（児童福祉法 33 条 3 項、4 項）。ただ、2 ヶ月を超えて一時保護を行うことが親権者・未成年後見人の意に反する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされました（同条 5 項）。

新（改正）	旧（現行）
<p>第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。</p> <p>② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。</p> <p>③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。</p> <p>④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認める</p>	<p>第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。</p> <p>② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。</p> <p>③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。</p> <p>④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認める</p>

<p>ときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。</p> <p>⑤ <u>前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>ときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>
--	---

(4) その他

ア 15歳未満の者を養子とする縁組（民法797条2項）

親権停止の制度が設けられたことに伴う改正です。15歳未満の者を養子とする縁組については、その法定代理人が養子となる者に代わって縁組の承諾をすることができますが、養子となる者の父母で親権を停止されている者がいるときは、未成年後見人の同意を得なければなりません。

新（改正）	旧（現行）
<p>（十五歳未満の者を養子とする縁組）</p> <p>第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。</p> <p>2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。<u>養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。</u></p>	<p>（十五歳未満の者を養子とする縁組）</p> <p>第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。</p> <p>2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。</p>

イ 父母による未成年後見人の選任の請求（民法 841 条）

親権の喪失の制度等が見直されたことから、未成年後見人の選任の請求の原因を、「親権を失ったこと」から「親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったこと」へ変更する改正です。

新（改正）	旧（現行）
<p>（父母による未成年後見人の選任の請求）            第八百四十一条 <u>父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったこと</u>によって未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。</p>	<p>（父母による未成年後見人の選任の請求）            第八百四十一条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は<u>親権を失ったこと</u>によって未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。</p>

ウ 成年後見監督人の選任（民法 849 条の 2）

成年後見監督人及び未成年後見監督人の選任に関する規定が、いずれも民法 849 条の規定となったことによる改正です。

新（改正）	旧（現行）
<p>（削る）</p>	<p><u>（成年後見監督人の選任）</u>            第八百四十九条の二 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年後見人の請求により又は職権で、成年後見監督人を選任することができる。</u></p>

エ 未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務（民法 857 条）

子を懲戒場に入れる制度が廃止されたこと（旧民法 822 条 2 項参照）による改正です。

新（改正）	旧（現行）
<p>（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務）            第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条から第</p>	<p>（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務）            第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び</p>

<p>八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者との同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。</p>	<p>居所を変更し、<u>未成年被後見人を懲戒場に入れ</u>、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。</p>
--	---